

# 静岡市職員措置請求書

静岡市長に関する措置請求の要旨

## 1 請求の要旨

(1) 静岡市緑地政策課による「城北公園 P a r k - P F I 事業」(以下、「本件事業」という)に関し、静岡市長と代表企業フジ都市開発株式会社、構成企業木内建設株式会社、戸崎建設株式会社、株式会社フジヤマ静岡支店及び株式会社サンとの間で2021年4月1日付「城北公園整備・管理運営事業者募集事業基本協定書」及び同年6月30日付「城北公園整備・管理運営事業者募集事業変更基本協定書」が締結された。

(2) しかしながら、本件事業は「静岡市市民参画の推進に関する条例」に違反し、前記「城北公園整備・管理運営事業者募集事業基本協定書」が締結されたものである。また、城北公園に関するパーク P F I 計画施行に当たって市に義務付けられた利用者に対する利便を図ることなく進められた計画である。

### ① 城北公園の条例上の位置付け

城北公園(面積: 61,317.00 m<sup>2</sup>)は都市公園法による「都市公園」に該当し、その種別は静岡市都市公園条例第2条の4第1項(3)(主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。)に定められた徒歩圏公園(従来の地区公園)と位置付けられている。つまり、城北公園の誘致距離(公園を利用する人の誘致圏を示す半円の距離)は1km程度とされ、少なくとも徒歩圏内の住民が主な(日常的な)利用者に相当数含まれることに疑いはない。

② 「静岡市市民参画の推進に関する条例」(以下、「市民参画条例」という)違反について

- ア. 市民参画条例第10条第1項第3号により、大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行う時には、市民参画手続による市民意見の聴取により行われなければならない、と規定されている。
- イ. 城北公園は大規模な公の施設に該当し、その変更を行う時には市民参画の手続きが必要である。つまり、本件事業は城北公園の設置に係る基本的な計画の変更であり、市民参画の手続きが必要ということになる。
- ウ. 市民参画の手続きとは、市民参画条例第7条第2項により（1）広く意見等を募集するための手続、（2）集会の形態をとり、市民と実施機関の対話を通じて意見交換等を行うための手続、（3）会議の形態をとり、市民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続、により行うと規定されている。しかしながら、これらの手続きは事業計画立案の段階において一切行われていない。
- エ. また、市民参画の前提として市民参画条例第6条第1項から第6項に市の責務（1 市は、市政運営に当たっては、市民参画の推進を図る視点に立ち、これを行わなければならない。2 市は、市民に対し市政に関する情報を積極的かつ分かりやすい形で提供しなければならない。3 市は、市政について、市民に対し適切かつ誠実に説明責任を果たさなければならない。4 市は、市民に対し市民参画の機会を積極的に提供するよう努めなければならない。5 市は、幅広い市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。6 市は、市民参画に対する市民意識を醸成し、及び市民活動の促進に努めなければならない。）が掲げられているが、本件事業につきこれらの責務は一切果されていない。
- オ. 本件事業は、市民参画条例第3条の市民参画の基本理念を一切無視して推進されたものである。
- カ. 市民参画の手続きのためには市民参画条例第11条第1項に定められた実施計画の策定が義務付けられているが、本件事業については策定さ

れていない。また、実施計画が策定されていないため、市民参画条例第11条第2条の市長による実施計画の公表も、市民参画条例第12条第2項の静岡市市民自治推進審議会への報告及び公表も行われていない。

キ. つまり、市は市民参画条例の上位にある静岡市自治基本条例の目的、理念に基づいた市民参画の手続きを一切せず、条例を蔑ろにして本件事業計画を策定し、議案をし、議会の議決まで経ているという条例無視の行政を行っており、本件事業は違法不当である。

ク. なお、本件事業に関する市民参画の手続きに、城北公園の徒歩圏の地区住民を含むべきことは当然である。

ケ. 上述①の城北公園の都市公園条例としての位置づけも、②の市民参画条例の手続きについても条例無視の行政の結果、公募設置等予定者が、2021年3月23日に城北公園Park-PFI事業者選定委員会により決定され、城北公園を日常利用する地区住民が、城北公園のパークPFIの計画の存在を知ったのは、本工事契約が交わされる（2021年6月の予定であった）直前であった。主たる公園利用者不在の元で、市がこれらの条例を無視し、事業者の都合を優先しながら勝手に計画を進めていたものである。

③ 過大な駐車場設置は静岡市都市公園条例の位置づけに違反する

本件事業に関し、公募予定者が示す当初計画（令和3年6月2日付け）では、Aエリアにおいて自動車利用客を対象とするドライブスルー型カフェ、及び同施設に付随する24台の駐車場、ならびにBエリアにおいて公園利用者用駐車場を48台想定しており、そもそも静岡市都市公園条例による地区公園（徒歩圏公園で駐車場設置義務無し）の位置づけに反していた。

そして、市が「Bエリア」に設置を計画している来園者用駐車場の規模を「48台」（「公募設置等指針」において49台以上も可とされているが、

地域住民に対してはドライブスルーや48台を超える駐車場の台数の説明は一切行われていなかった。)とする科学的根拠が不明である。国交省による基準となるような設置台数は示されていないにも拘らず、市は事前の実態調査を行うことすらなく「一週間の来園者数から割り出した数字である」と説明するのみである。実態調査を行うことにより、車を利用した来園者数(見込み)・利用実態や周辺の有料駐車場の利用状況から、駐車場の設置の必要性について適切に評価することができるはずである。来園者が多くなる土日には公園側道も駐車スペースに解放されており、現状何ら問題は生じていない。

公園を取り囲む歩道は、市民が散歩やランニングに利用しており、市の設置計画では、そこを横切って2か所で車を公園内に侵入させる形になっており、その侵入口は交通量の非常に多い麻機街道に面している。その区間には3つの信号と4つの横断歩道が、バス停が2か所あり、車の出入りは非常に危険であり公園利用者の安全を著しく脅かす設計となっている。

静岡市は、その後周辺住民からの指摘を受け、2021年(令和3年)10月16日に行われた説明会で示された計画案では、ドライブスルー型カフェは撤回し設置しないこととなった。しかし同案において、依然としてカフェ施設に付随する25台の駐車場が想定されている。従って現在の本件事業にかかる計画案の駐車場は、A、Bエリア合計で73台と過大な規模であり、静岡市都市公園条例に示される地区公園(徒歩圏公園)の位置づけから大きく逸脱している。

- (3) 実施協定の締結により、城北公園のパークPFI計画が進められることにより、市は、次のとおり違法不当な公金の支出をなし、及び違法不当な財産の管理を行うことが相当の確実さで予測される。

① 市の説明によると、今回のPark-PFI事業によって、2100㎡

の土地を100円/㎡で貸すことで、年間250万円の収入となるとのことである。しかしながら安東大岩地区の地価から算出すると、周辺地代の相場は、1,000円/㎡が相場となっており、本事業において行政が事業者に貸し出す市有地は、周辺地代相場の1割程度の水準となり違法不当に低廉である。

- ② Bエリアに計画する駐車場の設置整備費用4千万円（との説明を受けている）は市の公金から支出される。根拠の無い規模の駐車場の設置整備費用を支出するのは違法不当である。
- ③ 本件事業に関するその他公園の改変に必要な費用は明らかにされていないが、「公募設置等指針」において静岡市が負担する費用の上限額は3000万円（消費税及び地方消費税を含む）とされており、多額に上る恐れがあり、これらは違法不当な支出となる。

#### (4) 情報公開の欠如

上記のように、数々の条例に違反し、かつ根拠が乏しく不明瞭な事業計画にもかかわらず、一切の情報が公開されていない事も、大きな問題である。

今回のPark-PFI事業の公募設置等計画及び投資、収支計画について、情報公開を公文書で求めているが、市は審議の議事録及び公募した3社からの提案をはじめとする一切の情報の公開を拒否している。この事実は公共性が高く地域住民が利用する公園に係る大きな事業にもかかわらず、表面では公募をうたいながら、市が秘密裏に事業を実施するという事は著しく不適切であり公共の利益に背くものである。

- (5) 前記「城北公園整備・管理運営事業者募集事業基本協定書」第5条第2項及び前記「城北公園整備・管理運営事業者募集事業変更基本協定書」1項により、2022年3月31日までに締結されると定められた実施協定の締結の差し止めを求める。

## 2 請求者

別紙請求者目録のとおり

請求者ら代理人 〒420-0862 静岡市葵区安東柳町1番地の3

弁護士

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2022年3月8日

静岡市監査委員 宛

### 添付書類

1 委任状 22通

2 事実証明書の写し 各1通

(1) 城北公園整備・管理運営事業者募集事業に係る公募設置等予定者の決定について

(2) 城北公園整備・管理運営事業者募集事業 公募設置等指針

(3) 2021年4月1日付「城北公園整備・管理運営事業者募集事業基本協定書」

(4) 2021年6月1日付「城北公園整備・管理運営事業者募集変更基本協定書」